

在宅医連携推進検討事業概要

在宅医療において、365日24時間体制を提供するためには、医師同士の連携が必要であるが、患者情報や治療方針の共有方法など多くの課題がある。

本事業は在宅医療における医師のグループ化に関心を持ってもらい、今後の医師間の連携推進のためには、各地域で何が必要か検討する会議に対して経費の補助を行う。

1. 検討会実施期間

平成29年6月1日（木）～平成30年3月21日（水）

※上記期間内に検討会を実施してください。

※予算の上限に達した時点で本事業は終了します。

2. 実施方法について

- 1) 実施者は、1週間前までに検討会実施計画書（様式1）を所属の地域医師会を通して岐阜県医師会に提出する。
- 2) 検討会には、医師2名以上の参加を条件とし、医療機関の連携をテーマに検討会を行う。
- 3) 実施者は検討会終了後、1週間以内に検討会実施報告書（様式3）を岐阜県医師会に提出。
- 4) 岐阜県医師会は、検討会実施報告書（様式3）の提出後、会議料の支払いをする。
- 5) 岐阜県医師会は、提出された検討会実施報告書をまとめ、会員に配布する。

3. 検討会のテーマについて

以下のテーマ例の導入にあたり、地域における課題、障壁、導入した場合における効果予測等を検討する。

- 1) グループ化について
- 2) 主治医・副主治医制について
- 3) 看取り輪番制について
- 4) 医療機関間の連携（診診連携、病診連携）について
- 5) 緊急時におけるバックアップ体制の構築について

4. 会議料について

検討会1回の開催につき30,000円支給（原則1ヶ月1回まで）

検討会実施報告書（様式3）と振込口座申請書（様式4）を岐阜県医師会に提出してください。

5. 留意点 予算の上限に達した時点で本事業は終了します。

在宅医連携推進検討事業の概要

(平成29年度岐阜県医師会次世代型の在宅医療体制サポート事業・在宅医連携体制調査検討事業)

在宅医療における医師のグループ化に向けて、医師間の連携推進のためには各地域で何が必要かを検討するための検討会の開催に対する経費を補助します。

【対象者】

医師2名以上の参加

※代表者が地域医師会長以外の場合は、検討会実施地を管轄する地域医師会長の推薦が必要です。

【対象経費と】

会議料として、検討会1回の開催につき、30,000円(原則1ヶ月1回まで)

【実施する検討会テーマ】

- ①在宅医療における医師のグループ化について
- ②主治医・副主治医制について
- ③看取り輪番制について
- ④医療機関間の連携(診診連携、病診連携)について
- ⑤緊急時におけるバックアップ体制の構築について

事業の流れ

